

【私立高等学校等に在籍する生徒、保護者の方へ】 奨学のための給付金（通常分）申請のご案内

滋賀県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、私立高校生等がいる低所得（道府県民税所得割および市町村民税所得割非課税）世帯に対し、「奨学のための給付金」を給付します。

対象となる世帯

令和5年7月1日（基準日）現在、以下のすべてに該当する世帯

- ☐ 私立の高等学校等就学支援金支給対象校（特別支援学校の高等部を除く。）または高等学校専攻科（特別支援学校の専攻科を除く。）に在学していること。
- ☐ 対象の私立高校生等が高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科の生徒への修学支援のいずれかを受ける資格を有すること。
- ☐ 生徒の保護者等が、**令和5年度の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税**または**生活保護（生業扶助）受給世帯**であること。
- ☐ 保護者等が**滋賀県内に住所を有すること**。



保護者等の1人が滋賀県外に住所を有する場合は、生活の本拠が滋賀県内にある世帯で、他の都道府県に奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

- ☐ 平成26年4月以降の入学者であること。



平成26年3月31日以前から引き続き高等学校等に在学する者は対象外です。

※制度の詳細については、要綱等をご確認ください。

生徒一人当たりの給付額（年額）

世帯区分		全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護（生業扶助）受給世帯		52,600円	52,600円	—
非課税世帯	第1子	137,600円	52,100円	52,100円
	第2子以降	152,000円		

※予算の範囲内で支給しますので、上記金額どおりに支給できないことがあります。

申請方法、締切

- 申請書に必要書類を添えて、提出期限までに滋賀県へ提出してください。
- 滋賀県への**提出期限は、令和5年8月31日（木）**です。
- 提出に際しては、県内校は学校経由で提出、県外校は学校経由または滋賀県へ直接提出の場合がありますので学校の指示により提出をお願いします。
- 申請書および添付書類等の必要書類についてはホームページに掲載しますので <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kyouiku/11034.html> からダウンロードしてください。

問い合わせ先・申請書提出先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1
滋賀県総務部私学・県立大学振興課 私立学校係
電話：077-528-3271 E-mail: bi00@pref.shiga.lg.jp

奨学のための給付金対象確認シート
以下の質問事項には、はい、いいえでお答えいただき該当を確認してください

